

2022 年 2 月 27 日（日）「約束を受けた聖徒たち」

ガラテヤ 3:15-18

15 きょうだいたち、人間を例にとって話しましょう。人間の契約でさえ、法的に有効となったら、誰も無効にしたり、それに追加したりできません。16 さて、アブラハムとその子孫に対して約束が告げられましたが、その際、多くの人を指して「子孫たちとに」とは言われず、一人の人を指して「あなたの子孫とに」と言われています。この子孫とは、キリストのことです。17 私が言いたいのは、こうです。神があらかじめ有効なものとされた契約が、それから四百三十年後にできた律法によって破棄され、その約束が無効になることはないということです。18 もし相続が律法によってなされるのなら、それはもはや、約束によるものではありません。しかし神は、約束によってアブラハムに相続の恵みをお与えになったのです。

【序論】

今日の箇所は、一読して分かるように、法的な用語で埋め尽くされています。「法的な用語」と聞くと、難しい内容に思えてきてしまうかもしれませんが、平たく言えば、神様と信者の関係とは何によって成立しているのかが確認できる箇所です。パウロが例に挙げているように、人間同士の関係に照らしてみると、それはよく分かるようになります。私たちは見えない神様をどのように信じているのか。

今日私が注目しているキーワードは五つ、「契約」「約束」「律法」「子孫」「相続」です。この中で、私がこれまで漠然と理解してきた二つの類語、「契約」と「約束」の微妙な違いをお伝えしたいと思っております。この違いが明確化できると、今日の箇所で行われていることの意味が大変掴みやすくなるでしょう。そして何より、神様に対する私たちの信頼が深まるはずです。

【本論】

本論 1. 人間世界の遺言 (15 節)

きょうだいたち、人間を例にとって話しましょう。人間の契約でさえ、法的に有効となったら、誰も無効にしたり、それに追加したりできません。(3:15)

パウロは、人の救いが何によって保証されているのかを明らかにするため、一つの例を挙げます。それは、人間同士の契約です。彼の狙いは、身近な小さな事柄を取り上げ、

それと相似するもっと大きな真理を理解できるようになることです。

ここで「契約」と訳されていることは「διαθήκη」（ディアセーケー）は、「遺言」とも訳すことができ、実はこの方がより意味が通りやすくなります。「人が、自分の死後、地上の財産を誰かに託そうとするときに、その意思を有効にするための証書」。櫻井圀郎先生の『遺言の作法』という本から引用しますと、「法律上の効果を生じる、書かれた死者の最終意思」と説明されています（p. 14）。誰かと誰かの間の口約束では何の証拠も残らないので、正式な文書として残し、法的に有効化することで、横領や身内同士の争いを避けうるものとなります。日本では、自筆証書遺言は、①遺言の全文、②日付、③氏名と自書、④印が押されると、有効となります（同書、p. 54）。

古代イスラエルにどのような遺言の制度があったかは、あまり明らかにされていません。儀式的なものとして、アブラハムが自分の財産管理をさせていた老僕に誓わせるとき、「私の腿の下に手を入れ、天の神、地の神である主に誓いなさい」（創世 24:2-3）と言っている箇所があります。あるいは、ダビデが臨終の床で息子ソロモンに言い残したことばが記録されている箇所もあります（I 列王 2:1-9）。ここでは「文書に記された」とは言われていませんが、聖書に記事として残されている以上、何らか形にされたと考えられるでしょう。パウロの時代には、おそらく（律法学者がいたくらいですから）、遺言は厳格に記録され、法的な文書として保管されていたと想像します。そして、それが「法的に有効になったら、誰も無効にしたり、それに追加したりでき」ないと言われています（3:15）。

ついでながら、この「διαθήκη」ということばは英語では「testament」と言いますから、「旧約聖書（Old Testament）」「新約聖書（New Testament）」は「神の遺言」と理解することもできるのです。主イエスが言い残された大宣教命令が正典として記録され、それは世の終わりまで教会によって執行され続けなければならないということです。

本論 2. 契約と約束（16 節 a）

さて、アブラハムとその子孫に対して約束が告げられましたが、その際、多くの人を指して「子孫たちとに」とは言われず、一人の人を指して「あなたの子孫とに」と言われています。この子孫とは、キリストのことです。（3:16）

15 節で「契約」ということばが使われていたのに対し、16 節では「約束」に変更される点に注目しましょう。15 節では人間世界における法的文書の有効性が例に挙げられ、亡くなった人と相続人との間で交わされた契約が ^{くつがえ}覆せないことが強調されていました。パウロはこのように、誰にでも理解できる「小さな事柄」を例に挙げ、「より大き

な真理」へと導きます。16 節では、神と人との関係について教えられているのです。そこで引き合いに出されているのが、神がアブラハムに繰り返し語られた「約束」です。「契約」と言う場合、イニシアティブを取る神のことばと、それに対する人間の側の応答という両方の側面がイメージされます。神の約束と人間の忠誠によって両者の関係が保たれる、それが「契約関係」です。しかし、パウロはここで敢えて「約束」(ἐπαγγελία／エパングェリア)ということばを使っており、契約とは異なる意味を伝えようとしています。神様がアブラハムに誓われた事柄を確認しておきましょう。

- ・ 私はあなたの子孫にこの地を与える。(創世 12:7)
- ・ 見渡すかぎりの地を、私はあなたとあなたの子孫に末永く与えよう。私はあなたの子孫を地の塵のように多くする。(創世 13:15-16)
- ・ 主はアブラムを外に連れ出して言われた。「天を見上げて、星を数えることができるなら、数えてみなさい。」そして言われた。「あなたの子孫はこのようになる。」(創世 15:5)
- ・ 私はあなたと、あなたに続く子孫との間に契約を立て、それを代々にわたる永遠の契約とする。私が、あなたとあなたに続く子孫の神となるためである。(創世 17:7)
- ・ 地上のすべての国民はあなたの子孫によって祝福を受けるようになる。あなたが私の声に聞き従ったからである。(創世 22:18)

これらの箇所から分かることは、神がアブラハムに約束されたものは、特に「子孫」と「相続地」であるということです。これは「神の側からの約束」であって、アブラハムが何かをするから得られるものではありません。つまり、聖書における「約束」ということばには、「一方的な恵み」というニュアンスが含まれているのです。アブラハムには、神の御前に正しく行動できた面と、できなかった面がありました。罪人にとって、神に対して忠誠を誓うということが如何に困難な事柄であるかが分かります。だからこそ「一方的な恵み」(約束)が必要なのです。

本論 3. 「子孫」「土地」が表していたもの (16b 節)

もう一度 16 節を読みましょう。

さて、アブラハムとその子孫に対して約束が告げられましたが、その際、多くの人を指して「子孫たちとに」とは言われず、一人の人を指して「あなたの子孫とに」と言われています。この子孫とは、キリストのことです。(3:16)

ここでパウロは少々独自の解釈を加えています。ヘブル語で「子」と言う場合、幾世代にも及ぶ「子孫」を同時的に表していることが多い。しかしパウロは、先のアブラハムへの約束の箇所における「子孫」ということばが単数形であることに注目し、実はこの

ことばはアブラハムの子孫として生まれたキリストを指していたと説明するのです。

さて、この部分をもう少し丁寧に解き明かしたいと思います。アブラハムに対して神様が語られた約束の内容である「子孫」「土地」という事柄は、当時のアブラハムにとっては文字通りの意味がありました。彼は実際に息子イサクが与えられ、カナンの地が与えられたのです。しかしながら、パウロはこれらのことばをむしろ「救い」という意味で理解しているようなのです。実際、新約聖書で「約束の地に入る／カナンの地を相続する」と言うとき、「神の世継ぎとなり、救われた者の籍に入れられる」という意味に移行してしまっていることが分かります。旧約における「カナンの地」とは、「救い」を象徴する地であったことが理解できるでしょう。「では、その救いを完成に導いてくださったのは誰か？」「イエス・キリストである」というのがパウロの論理です。

本論 4. 律法以前に与えられた約束 (17-18 節)

私が言いたいのは、こうです。神があらかじめ有効なものとされた契約が、それから四百年三十年後にできた律法によって破棄され、その約束が無効になることはないということです。(3:17)

神とアブラハムとの間には、確かに契約が立てられました。しかし、それは神の一方的な約束に基づく契約だったということです。アブラハムの後、イスラエル民族はこの契約を受け継いでいきました。そして、430 年経ったとき、エジプトでの奴隷生活から解放された民に、モーセを通して「トーラー」(律法) が与えられました。それは神の民の歩むべき指針であり、道しるべとして与えられたものです。

ここでパウロは何を言おうとしているのでしょうか。彼が特にこだわっているポイントは、神の民が神の民たる所以は、律法が与えられたからではなく、約束が与えられたからだということです。律法に先立って救いの約束があったのだ。つまり、律法を守ることが救いの条件とされていたのではなかった。まず救いの約束があり、救われた者たちが歩むべき道として律法が示されたのだ。パウロはこの順序が入れ替わってしまうことを非常に憂慮しています。

ガラテヤの信徒たちが陥っていた問題、「割礼を受けなければ救いにあずかることはできない」という考えは、「律法を行わなければ救われない」と言っていることと同じである。「そうではないでしょう？」「まず一方的な救いを受けたものではありませんか？」「神とあなたがたとの間の契約は恵みに基づいているのではなかったのですか？」。律法が与えられたのは、アブラハムに与えられた約束を無効にするものではなく、神の民の生き方を具体的に示すものであったに過ぎないのです。

もし相続が律法によってなされるのなら、それはもはや、約束によるものではありません。

しかし神は、約束によってアブラハムに相続の恵みをお与えになったのです。(3:18)

ここまで来れば、もう本節をご説明する必要はないかもしれません。「相続」とは「救い」の代名詞と理解すると、パウロが言っていることは大変よく理解できるようになる。アブラハムにとって根本的に重要だったのは、神と出会い、救われ、この方との契約のうちを歩むことでした。そして、その契約は「恵みの契約」「一方的な約束」に基づくものだったのです。

【結論】

私たちは信仰によって「アブラハムの子孫」とされました。このことは何を意味するか。アブラハムと同じように、一方的に救いの約束を受けた存在だということです。「～しないと救われない」という考えから解放され、まず神の愛と恵みに浸かりきることが大切なのです。まるで温泉に入っているかのように、神の恵みに温まって生きていくとき、私たちの人生全体が祝福されていくことを知るようになるでしょう。では、私たちを愛してくださっている神様を愛するにはどう生きればよいのか。そこで開くのが「トローラー」です。神を愛し、人を愛する生き方の詳細が分かります（トローラーとはそのように読むべき）。まず恵みがあり、その結果として神の戒めを喜ぶのです。

【祈り】

信仰の父アブラハムを愛された主なる神様。彼に一方的にお与えになった祝福が、私たちにも受け継がれていることを信じます。異邦人である私たちも、同じ信仰によって救われるのです。アブラハムの血筋ではなくとも、どの国民も信仰の子孫とされうるのは、あなたがその道を拓いてくださいました。私たちはその愛と恵みに浸かり、その温かさの中でゆっくり、じっくり、造り変えられていきたく願います。聖霊がこの心に豊かに働いてくださいますように。

【祝祷】

仰ぎ願わくは、

アブラハムに「子孫」と「相続地」の約束を与え、ことごとく実現に至らせ給うた、父なる神の愛、

ユダヤ人も異邦人も、等しく「信仰によって義」となし給う、主イエス・キリストの恵み、

神の愛に浸かりきるところに、来るべき神の国の相続と、人生全体の祝福とをもたらし給う、聖霊の親しき交わりが、

あなたがた一同の上に、限りなくあらんことを。